

# 大分県報

令和四年  
号外（八八）  
十二月二十七日

（火曜日）

## 目次

### 告示

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正……………一  
大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領の一部改正……………二

### 警察本部告示

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができない手続等に関する告示……………三

## ○告示

### 大分県告示第五百十九号

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）の一部を次のように改正する。  
令和四年十二月二十七日

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条第一項後段を削り、同項第五号中「並びに県庁舎等の清掃業務に係る者」を削り、同項第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第二項を削る。

第五条第二項中「（第一号様式）」を削り、同項第二号中「（第七号様式）」を削り、同項第七号中「（第二号様式）」を削り、同項第八号中「（第三号様式）」を削り、同項第九号及び第十号を次のように改める。

九 機械設備・許認可等調書（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者並びに営業に關し許認可が必要な者に限る。）

十 大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）に基づく誓約書  
第五条第二項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とする。  
第七条第二項中「（第九号様式）」を削る。  
第八条中「（第十号様式）」を削り、同条第六号中「又は使用印鑑」を削り、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。  
別表第二を削り、別表第一に次のように加え、同表を別表とする。

情報システム開発業務	現況分析、概要設計
システム分析	詳細設計、機能設計、システム構築、システムテスト
システム開発	ハードウェア保守、プログラム管理
システム運用・管理	機能設計、構築、テスト、システム運用・管理
ネットワーク関連業務	ホームペーヅ作成、ホームペーヅ運用
インターネット関連業務	ホームペーヅ作成、ホームペーヅ運用
データ処理	データ入力、データ集計、データ変換・加工
コンピュータ研修	アプリケーション研修、業務システム研修

第一号様式から第十号様式までを削る。  
附則

1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。  
（施行期日）

2 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程等の廃止

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の規定に基づき県庁舎等の（経過措置）

清掃業務に係る入札参加資格を取得している者の県庁舎等清掃業務に係る等級は、当該入札参加資格の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

- この告示の施行の際、現に附則第二項の規定による廃止前の大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程の規定に基づき入札参加資格の申請をしている者又は入札参加資格を取得している者については、この告示による改正後の大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「新告示」という。)の規定により入札参加資格の申請をした者又は入札参加資格を取得した者とみなす。この場合において、入札参加資格を取得したとみなされた者の有効期間については、有効期間の終期が令和五年三月三十一日の者にあつてはなお従前の例によることとし、有効期間の終期が令和六年三月三十一日の者にあつては同年九月三十日とする。

- この告示の施行の際、現に附則第二項の規定による廃止前の大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程の規定に基づき入札参加資格の申請をしている者又は入札参加資格を取得している者については、新告示の規定により入札参加資格の申請をしている者又は入札参加資格を取得した者とみなす。この場合において、入札参加資格を取得したとみなされた者の有効期間の終期については、なお従前の例による。

- 前二項の場合における大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領(令和二年大分県告示第五百七号)第一条の規定の適用については、同条第一項中「認めた者」とあるのは、「認めた者(大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示(令和四年大分県告示第五百十九号)附則第四項又は第五項の規定により入札参加資格を取得したとみなされた者を含む。)」とする。

#### 大分県告示第五百二十号

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領(令和二年大分県告示第五百七号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 第一条第一項中「次条第一項」を「第三条第一項」に改める。
- 第八条を第九条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条第一項中「第一条第一項」の下に「又は第二条」を加え、同条を第四条とする。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(下請負人に関する指名停止)

- 第二条 知事は、前条第一項の規定により指名停止を行う場合において、当該有資格業者(以下「元請負人」という。)から再委託を受託した有資格業者(以下「下請負人」という。)が、当該指名停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

第一号様式から第三号様式までの規定中「(第〇〇条)」を「(第〇条)」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この告示は、令和五年一月一日から施行する。

- 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領等の廃止

- 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成二十七年大分県告示第百八十六号)及び大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領(令和三年大分県告示第二百五十一号)は、廃止する。(経過措置)

- 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示(令和四年大分県告示第五百十九号)附則第四項又は第五項の規定により入札参加資格を取得したとみなされた者(以下「みなし有資格業者」という。)であつて、この告示の施行の際、前項による廃止前の大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領(以下「旧情報システム指名停止等措置要領」という。)又は同項による廃止前の大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領(以下「旧複写サービス指名停止等措置要領」という。)の規定により指名停止を受けているものは、この告示の施行の日に、この告示による改正後の大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領(以下「新指名停止等措置要領」という。)の規定により指名停止を受けたものとみなす。この場合において、当該指名停止の期間は、新指

名停止等措置要領の規定にかかわらず、旧情報システム指名停止等措置要領又は旧複写サービス指名停止等措置要領により受けていた指名停止の期間の同日における残期間と同一の期間とする。

4 みなし有資格業者がこの告示の施行前にした旧情報システム指名停止等措置要領又は旧複写サービス指名停止等措置要領に規定する指名停止の措置要件に該当する行為に対する指名停止については、なお従前の例による。この場合において「当該指名停止は」新指名停止等措置要領の規定により行われたものとみなす。

## ○警察本部告示

### 大分県警察本部告示第48号

大分県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年大分県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の規定に基づき、次のとおり電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等その他警察本部長が定めることとされている事項等を定める。

令和4年12月27日

大分県警察本部長 種 田 英 明

- 1 根拠となる法令等の名称及び条項  
規則第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等は、別表第1の左欄に掲げる法令等のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき手続等とする。
- 2 申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準  
規則第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 3 電磁的記録を作成した年月日時の記録  
公安委員会等は、規則第4条第2項の規定により申請等を行う者であって、同項第2号に規定する事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しようとする者（同号の規定に基づき、書面等に記載され、又は記載すべき事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

4 申請等を行った者を確認するための措置

- (1) 規則第4条第4項ただし書及び第5項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

- (2) 規則第9条第1項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

5 書面等を提出する場合の措置

規則第4条の規定により申請等を行う者は、同条第3項の場合又は第10条の場合において書面等を提出しようとするときは、当該申請等ごとに付与される個別番号等を明らかにしてしななければならない。

### 附 則

- 1 この告示は、令和5年1月4日から施行する。
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示（令和3年大分県警察本部告示第24号）
  - (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示（令和3年大分県警察本部告示第59号）

### 別表第1

法令等	規定	適用年月日
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項	令和4年1月4日
	第78条第1項	令和3年6月1日
	第78条第4項	令和3年6月1日

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第78条第5項	令和3年6月1日	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律57号）	第8条第1項	令和5年1月4日	
	第5条第1項	令和4年1月4日		第10条第3項	令和4年1月4日	
大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）	第8条第1項	令和4年1月4日	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第8条の5第1項	令和5年1月4日	
	第8条の5第1項	令和5年1月4日		第8条第3項	令和4年1月4日	
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第8条第3項	令和4年1月4日	別表第2	法令等	規定	適用年月日
	第15条第4項	令和4年1月4日		道路交通法	第74条の3第5項 第78条第1項 第78条第4項 第78条第5項	令和4年1月4日 令和3年6月1日 令和3年6月1日 令和3年6月1日
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第4条第1項	令和3年6月1日	道路交通法施行規則	第5条第1項 第8条第1項 第8条の5第1項 第8条第3項 第15条第4項	令和4年1月4日 令和4年1月4日 令和5年1月4日 令和4年1月4日 令和4年1月4日	
	第5条第1項	令和3年6月1日	大分県道路交通法施行細則	第8条第3項 第15条第4項	令和4年1月4日 令和4年1月4日	
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第14条に掲げる警備業務を除く。）を行うとすときとの届出に限る。）	令和5年1月4日	警備業法	第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第14条に掲げる警備業務を除く。）を行うとすときとの届出に限る。）	令和5年1月4日	
	第10条第1項	令和4年1月4日	別表第2	警備業法	第10条第1項	令和4年1月4日
	第16条第2項	令和3年6月1日			第16条第2項	令和3年6月1日
	第16条第3項において準用する第11条第1項	令和3年6月1日			第16条第3項において準用する第11条第1項	令和3年6月1日
	第17条第2項において準用する第16条第2項	令和4年1月4日			第17条第2項において準用する第16条第2項	令和4年1月4日
	第17条第2項において準用する第11条第1項	令和4年1月4日			第17条第2項において準用する第11条第1項	令和4年1月4日
第17条第1項	令和3年6月1日	第17条第1項			令和3年6月1日	

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）

	第17条第2項において準用する第16条第2項	令和4年1月4日
	第17条第2項において準用する第11条第1項	令和4年1月4日
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第17条第1項	令和3年6月1日
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第8条第1項	令和5年1月4日
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	第10条第3項	令和4年1月4日

令和四年十二月二十七日

大分県報号外（警察本部告示）